

令和元年(ワ)第33338号
新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣
被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

準備書面(その5)(被告JR西日本)

2020(令和2)年7月13日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

この準備書面(その5)では、訴状に記した請求の趣旨の2(損害賠償請求)に係る、被告JR西日本への反論と求釈明について記します。
ただし関連する範囲で、被告ら3名に共通する事柄について言及した箇所もあります。
請求の趣旨の1(喫煙ルーム廃止請求)に係る事項については、準備書面(その4)に記します。

この準備書面(その5)では、以下の5項目について記します。

1. 訴状に記した「請求の趣旨」の2の (運賃等の返還の請求) 関連
2. 訴状に記した「請求の趣旨」の2の (車掌の失行に係る慰謝料の請求) 関連
3. 被告JR西日本への求釈明
4. 原告の主張と結論
5. その他(証人尋問の請求について)

1. 訴状に記した「請求の趣旨」の2の（運賃等の返還の請求）関連

(1) 健康増進法と健康増進法施行規則との関係（優位性）に関わる問題についての反論
被告JR西日本は、本年6月1日付の【準備書面（2）】の2頁において、

「被告らが運行している新幹線の車両に設置された喫煙ルームは健康増進法及び健康増進法施行規則において定められた基準・要件を満たしたものであるから、そのような喫煙ルームを廃止していないことが原告との間の運送契約の債務不履行を構成する余地がない」

と主張しています。

しかしJR西日本を含む被告らは、この喫煙ルームに起因する受動喫煙が現に発生している事実を、【甲1号証】などとして示した禁煙推進学術ネットワーク発出の一連の要望書（注1）によって、遅くとも2010（平成22）年までには認識していたにもかかわらず、三次喫煙を含む受動喫煙が発生するのを放置し続けてきたという不作為の事実を、本件提訴後も現在に至るまで継続しているわけです。

これは、喫煙ルームの構造が健康増進法施行規則において定められた基準・要件に適合しているか否か以前の、健康増進法第26条の

「多数の者が利用する施設...の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図る...よう努めなければならない」

との趣旨に違背していることが問われている問題なのです。

健康増進法と健康増進法施行規則との関係は、前者に優位性があるものです。

前者が先に公布され、後者が前者の解釈・運用を補完するために後から（前者の施行に合わせて）発出されたという関係にあるからです。

ですから、被告JR西日本が、前者への違反を棚に上げて後者に適合していることのみを強調しているのは、筋違い以外の何物でもない、不当な主張だと言わざるを得ません。

(2) JR西日本を含む被告らに、受動喫煙の防止を怠り続けることに係る「未必の不作為」の認識が存在していることの証明

もしもJR西日本を含む被告らが、

「新幹線列車内の喫煙ルームの存在に起因する、三次喫煙を含む受動喫煙は、いかなる形態のものも発生していない」

との見解を主張するのであれば、被告らは過去に上掲・禁煙推進学術ネットワーク発出の要望書に対して、科学的な反論を行う回答を行っていなければ話の筋が通らない理屈ですが、現実には反論しないどころか、見解を明らかにすること自体を避け続けている、すなわち未だに説明責任を果たしていないわけです。

このことは、被告JR西日本が【甲2号証】をはじめとする一連の回答書において、上に記した科学的反論を一度も行っていなかった事実を見れば明らかです（注2）。

注1 他に被告JR西日本宛【甲3・5・7・9号証】、被告JR東海宛【甲11・13・15・17・19号証】、被告JR九州宛【甲21・23・25・27号証】においても、新幹線列車内の喫煙ルームに起因する受動喫煙発生の問題を指摘した箇所があります。

注2 他に被告JR西日本からの【甲4・6・8・10号証】、被告JR東海からの【甲12・14・16・18・20号証】、被告JR九州からの【甲22・24・26・28号証】のどれ1つとして、新幹線列車内の喫煙ルームに起因する受動喫煙発生の問題について言及・回答したものはありません。

これはJR西日本を含む被告らが、禁煙推進学術ネットワークの指摘は科学的に誤りではないと受け入れ事実だと認めた上で、それでも今日まで喫煙ルームを存置し、ひいては三次喫煙を含む受動喫煙の防止を今なお怠り続けていることを意味しています。

この不作為の事実こそ、訴状の「紛争の要点」(請求の原因)の に記したとおり、被告らに、

「新幹線列車内の喫煙ルームを廃止しないことによって、喫煙ルームでの喫煙に起因する受動喫煙(三次喫煙)被害や、それに起因する乗客同士のトラブルなどが、今後も繰り返し発生し続けることになって、しかたがない、構わない」

という、いわゆる「未必の故意」ならぬ「未必の不作為」とでも呼ぶべき認識が存在していることの、動かぬ証拠です。

これは被告らと原告に限らない利用者との間の信頼関係を損ねる不誠実な態度であり、文字通り民法第1条が定める「信義誠実の原則」に反する不当なものであると、原告は被告らを糾弾せざるを得ないのです。

JR西日本を含む被告らは、上に記したように、新幹線の利用者が乗車中に三次喫煙を含む受動喫煙に晒され健康被害を受ける可能性があることを認識していて、その防止を怠ったまま、原告との間に運送契約を締結した(輸送サービス商品を販売した)のですから、これが、

「利用中に受動喫煙という健康被害を受けるかもしれない不良品(=欠陥商品)を販売した」

すなわち

「利用者を途中で病気や怪我に遭わせないという意味での『安全』という運送契約上の債務(義務)の不履行状態」

に該当するのは明らかであり、被告らの主張に合理性が無いこともまた明らかです。

(3) 被告JR西日本が、社会全体に向けて主張しない(できない)ことを訴訟でだけ主張していることへの反論

これでもまだ被告JR西日本が、

「新幹線の運賃等の払戻額の支払を求める原告の請求には理由がない」

と主張するのであれば、それは被告JR西日本が、原告が訴状の「紛争の要点(請求の原因)」の で記した、

「利用者から取るもの(運賃・特急料金)さえ取ってしまえば、後は利用者が乗車中に体調不良になったり病気になったりしても知りません」

「新幹線を利用したいなら、乗車中に三次喫煙で気分が悪くなったり病気になったりしても、我慢してください。それで喫煙者とトラブルになって暴力行為などの犯罪被害を受けても知りませんよ」

といった「信義誠実の原則」に反する無責任な振る舞いを一方的に正当化する、不法行為以外の何物でもありません。

それは三次喫煙を含む受動喫煙を望まない大多数の国民(注3)から反感を買い、新幹線のイメージダウン更には国民の「鉄道離れ」という形で、被告ら自身が自らの首を絞めることにもつながるのではないのでしょうか。

(4) まとめ

以上の事実から、被告JR西日本には、原告が支払った「のぞみ138号」への乗車に

注3 日本国民の約8割は非喫煙者です。

係る運賃等の返還に応じるべき義務があることは明白です。

なお原告が「のぞみ138号」の運賃等の返還を、被告JR東海と共同で支払う形ではなくJR西日本単独で支払うよう求めているのは、基本的には、次項で記す、被告JR西日本の社員である■■■■車掌の失行のためですが、同時に本件提訴の発端となった三次喫煙被害を巡るトラブルが発生したのが、「のぞみ138号」がJR西日本管内の岡山～新神戸間を走行中の出来事だったためであることを、念のため付記いたします（注4）。

2．訴状に記した「請求の趣旨」の2の（車掌の失行に係る慰謝料の請求）関連

(1) 原告とトラブルになった喫煙客の行動の問題点

原告が2019（令和元）年8月6日の「のぞみ138号」でトラブルになった男性（以下「喫煙客」といいます）には、以下に記す2つの問題点（マナー違反）がありました。

しかし被告JR西日本の社員である■■■■車掌は、以下の2点を考慮することなく、喫煙客の言いなりになって喫煙客の味方につき、喫煙客に有利で原告に不利な取り扱い（喫煙客ではなく原告が席を移動する）をするという失行（過ち）を犯したのです。

喫煙客がグリーン車利用客専用の10号車の喫煙ルームを使用していた問題

「のぞみ138号」が岡山駅を発車した数分後に原告の隣席（11号車13番B席）へ来た喫煙客は、進行方向に向かって後ろ側、すなわち10号車側から歩いてきました。

このことは、喫煙客が10号車の喫煙ルームで喫煙を終えてすぐに原告の隣席へ来たことを意味しています。

「のぞみ号」などで運転されるN700系車両（16両編成）では、【甲39号証】のとおり3・7・10・15号車の4ヶ所に喫煙ルームが設置されています。

このうち10号車の喫煙ルームはグリーン車の利用客専用である旨の案内が、車内の自動音声放送および文字スクロール放送で行われています。

また【甲40号証】の【写真16】（9頁）および【写真31】（17頁）からわかる、指定席券売機における喫煙ルーム付近席の発売方からも、被告らが、普通車の利用客がグリーン車の喫煙ルームを利用するのを認めていないことが推認できます。

つまり問題の喫煙客は、グリーン料金を払っていないのにグリーン車利用客専用の設備を利用したというマナー違反（厳密には対価を支払うことなくサービスを取得する窃盗）行為を行っていたことになるわけです。

喫煙客が「喫煙ルーム付近席」を利用しなかった問題

JRグループが共同で運用する「マルス」と呼ばれる座席予約システムでは、東海道～山陽～九州新幹線で喫煙ルーム付の車両で運転する列車において、喫煙ルームに近い一部の席を別枠で管理し、喫煙する旅客の利便を図っています。

これらの席は追加料金不要で、旅客が駅の「みどりの窓口」で係員に申し出たり、指定席券売機で選択操作したりすることで、利用することができます。

（参考のため、指定席券売機で「喫煙ルーム付近席」を希望して購入することが可能な例を【甲40号証】として示します）

N700系車両（16両編成）で運転する「のぞみ号」の「喫煙ルーム付近席」は、【甲40

注4 訴状の「請求の趣旨」の3において、訴訟費用を被告ら3社で分担する形ではなく、JR西日本単独で負担するよう求めているのも、同じ理由からです。

号証】からわかるとおり、普通車では7号車の8～15番、14号車の16～20番、15号車の1～7番の3ヶ所だけであり、原告が乗車していた11号車には設定がありません（注5）。

つまり、問題の喫煙客は「喫煙ルーム付近席」ではなく、受動喫煙を望まない非喫煙者も乗車している一般の禁煙席を予約し、そこで喫煙直後の肺の中に充満していたタバコ煙を呼吸に伴って吐き出し続けることで、原告に対して理不尽な三次喫煙の強要＝「煙の暴力」を行ったわけです。

これは受動喫煙を望まない非喫煙者にとっては、受動喫煙を強いられるという意味では禁煙車両で喫煙されるのと何ら変わらない迷惑行為でしかありません。

被告らが、新幹線列車内に喫煙ルームを設置し、そこでの喫煙を乗客に認めているのは、このような迷惑行為＝三次喫煙を誘発する原因になっているからこそ問題なのであって、それが健康増進法第25条と第26条に抵触する違法な状態でもあることから、原告は喫煙ルームの全廃を求めているのです。

(2) ■■■車掌が犯した失行の本質

喫煙客が迷惑行為を恫喝などで正当化するのが追認してしまった問題

このような迷惑行為を原告から抗議され逆ギレした喫煙客が、恫喝や感情的な振る舞いによって迷惑行為を正当化するのが、■■■車掌が追認してしまったというのが、本件事案の1つ目の本質であるわけです。

確かに、車内で喫煙したい人が「喫煙ルーム付近席」を利用するのは、法的な義務ではありません。

しかしその一方で、

「列車内で喫煙したいなら、なぜ問題の喫煙客は『喫煙ルーム付近席』を予約しなかったのか？ 喫煙客が『喫煙ルーム付近席』を利用すればこの種のトラブルは未然に防げたのに、それをしなかった喫煙客にも落ち度があるのではないか？」

という疑問も生じるわけです。

しかし実際には、問題の喫煙客は、

「俺を不快にさせたお前のほうが悪いのだから、お前が他の席へ行け」

と原告を恫喝し、更に■■■車掌に対しても感情的な振る舞いをして、自分のエゴを押し通してしまったわけです。

もしも原告が問題の喫煙客から苦情の申告を受けた■■■車掌の立場だったら、喫煙客に上記の落ち度を指摘した上で、原告のほうではなく喫煙客のほうに、喫煙ルーム付近席の空席への移動を指示すると思います。

車掌の職務には、鉄道係員職制（1987（昭和62）年運輸省令第13号）の第11条で定めるとおり、列車内の秩序を保持することも含まれます。

注5 【甲40号証】の17頁の写真からわかるとおり、11号車の1番側＝10号車寄りに「喫煙ルーム付近席」が設定されていないことも、10号車の喫煙ルームがグリーン車専用であって普通車の利用客を対象としたものではないことを示唆しています。

なおN700系車両（16両編成）であっても「こだま号」では13～16号車が自由席となるため、普通車指定席の「喫煙ルーム付近席」は7号車のみとなります。

またN700系車両（8両編成）で運転する列車の「喫煙ルーム付近席」は7号車の1～5番のみ（グリーン車には設定無し）で、500系車両（グリーン車不連結）で運転する列車では「喫煙ルーム付近席」の設定自体がありません。

しかし本件事案のようなトラブルが発生したとき、車掌が、落ち度がある側の喫煙客が感情的になっていて取り付く島がないからといって、喫煙客への説得をせず（または途中で諦めて）喫煙客の言い分を丸呑みし、感情的になった喫煙客を満足させ冷静さを保っていた原告側に席の移動に伴う不快感を強いる＝「無理が通れば道理が引っ込む」結果で終わらせるようでは、上に記した職務を果たしているとは言えません。

今回の■■■車掌が「感情的になったほうが得をする」悪しき前例を作ってしまったことで、味を占めた喫煙客や他の喫煙者が将来、別の列車で同じことを繰り返すことによって、長期的には列車内の秩序や治安を乱すことにつながるからです。

トラブルになった当事者の片方の言い分しか聞かない片手落ちな対応で終わらせた問題上に記したとおり、問題の喫煙客は、原告とトラブルになったとき、

「俺を不快にさせたお前のほうが悪いのだから、お前が他の席へ行け」

と原告を恫喝していました。

しかしそれを言うなら、原告にも、

「理不尽な三次喫煙の強要＝『煙の暴力』によって原告を不快にさせた喫煙客のほうが悪いのだから、喫煙客こそ喫煙ルーム付近席へ行け」

との言い分があったわけです。

しかし原告のところへ来た■■■車掌は、

「喫煙客は感情的になっていて会話が成り立たない、穏便に済ませるため原告へ席の移動をお願いしたい」

旨を告げると、すぐに携帯端末で移動先の空席を探す作業に没頭し始め、原告にも何か言い分が無いかどうかを尋ねようとする姿勢をまったく見せなかったのです。

これは■■■車掌に遅れてやってきた別の車掌（女性、氏名は失念）も同様でした。

被告JR西日本は、本年6月1日付の【準備書面（2）】の3頁において、

「最終的には原告の同意の下で穏便に座席の移動が行われたのであるから…」

と主張していますが、これは■■■車掌が原告の言い分に耳を傾けようとしなかった、片手落ちな対応を行った事実＝失行を一方的に正当化しようとしている点で不当な主張であり、■■■車掌の失行の事実を隠蔽し揉み消そうとするものに他なりません。

一般論として、喫煙に限らない乗客同士のトラブルとは、当事者間の言い分や利害関係が対立することによって発生するものなのですから、仲裁に入る車掌は、すべての当事者の言い分を聞き、それを踏まえてでなければ、公平で最善の解決方法を導き出すことはできません。

それを怠ったことこそが、■■■車掌の失行の2つ目の本質だったのです。

(3) 原告に二次被害をもたらした、被告JR西日本の事後対応方

被告JR西日本は、原告が【甲10号証】として示した回答書において、

「相手方のお客様（原告注：喫煙客のこと）が激高されていたこともあり、今回は冷静にお話しいただいた半澤様にご移動のご協力をお願いさせていただきました。

このたびはご協力いただき、誠にありがとうございました。」

と記しています。

しかし、車掌が激高した側（喫煙客）に従うというのであれば、原告も次からは冷静に振る舞うのを止め声の大きさを競わなければ損をするという話になり、列車内の秩序（静穏）を保てなくなってしまいます。

JR西日本を含む被告らは、それでもよいと考えているのでしょうか？

原告は、本件では周囲への迷惑に配慮し大声を出したいのを我慢し冷静さを保っていたところ、そこを■■■■車掌につけ込まれ、原告が席の移動を強いられるという不利益を押しつけられ、馬鹿を見る結末とされてしまったわけです。

被告JR西日本が、そのことについて、

「このたびはご協力いただき、誠にありがとうございました。」

と記しているのは、

「馬鹿を見てくださり、誠にありがとうございました。」

と言っているのと同じであり、原告に更なる精神的苦痛＝二次被害をもたらした加害行為以外の何物でもありません（注6）。

以上のことから、被告JR西日本には、■■■■車掌の失行に起因する原告の精神的苦痛に係る慰謝料を原告に支払うべき義務があることは、明らかです。

3．被告JR西日本への求釈明

(1) 原告が前項で記した、

「車掌が激昂した側（喫煙客）に従うのであれば、原告も次からは冷静に振る舞うのを止め声の大きさを競わなければ損をするという話になり、列車内の秩序（静穏）を保てなくなってしまいます。

JR西日本を含む被告らは、それでもよいと考えているのでしょうか？」

について、被告JR西日本の見解を明らかにしてください。

(2) もしも被告JR西日本が、上記(1)について、

「それではよくない、感情的にならず冷静さを保っていて欲しい」

と考えているのだとしたら、■■■■車掌が、前項で として記した落ち度に係る喫煙客への説得をせず（もしくは途中で打ち切り）原告に席の移動を指示した（感情的になった側を満足させ、冷静さを保っていた側に不快感を強いる＝正直者に馬鹿を見させる対応をした）ことが、列車内の秩序を保持することを責務の1つとする車掌の取るべき行動として、なぜ不適切ではなく適切だったと考えているのか、その根拠を明らかにしてください。

4．原告の主張と結論

以上のとおり、本件訴訟で問題となっている■■■■車掌の対応方が、

- ・民法第1条の「信義誠実の原則」に反する不法行為
- ・鉄道営業法第24条で罰金刑を定める「旅客に対する失行」に該当する違法行為
- ・鉄道係員職制第11条で定める車掌の職務にもとる行為

であったことは明らかです。

よって原告は、裁判所に対して、被告JR西日本の主張をすべて退け、原告の請求をすべて認めるよう求めます。

注6 原告が本件提訴に踏み切ったのは、【甲10号証】のこの部分を読んで、被告JR西日本から「なめられている」と感じ、ついに堪忍袋の緒が切れたためであることを、付記しておきます。

5．その他（証人尋問の請求について）

本件訴訟で問題となっている■■■車掌の行動については、以下に記す点が未解明のまま残されています。

- (1) ■■■車掌は、問題の喫煙客からの苦情申告に対応していたとき、この準備書面の2の項目で として指摘した問題(喫煙客のマナー違反)について、どのように認識し、また喫煙客に説明していたのか、それとも何も説明しなかったのか。特に、喫煙客が喫煙ルーム付近席ではなく一般の禁煙席を予約していたことを、不審に思わなかったのかどうか
- (2) ■■■車掌には、原告ではなく喫煙客の席を移動させる選択肢も考えられたのに、原告のほうを移動させる選択肢を選んだ理由とは、一体何だったのか
- (3) ■■■車掌が原告のところへ来たとき、原告へ席の移動を指示する前に原告の言い分を確かめようとしなかった理由とは、一体何だったのか
- (4) ■■■車掌は、本件訴訟で問題となっている自身の行動について、今日でも適切だったと考えているのかどうか

これらはいずれも、■■■車掌の失行の事実関係（失行に及んだ背景）や程度（重大さ）を認定する上で、解明が欠かせないものばかりです。

よって原告は、■■■車掌を法廷に呼び出し、これらの疑問点を明らかにするための尋問を行うことを、裁判所に求めます。

以上